

決議IX. 16 条約の国際団体パートナー（IOP）

1. いくつかの国際 NGO が条約の始まりに重要な役割を果たしたことを**想起し**、それらの国際 NGO 及び他の国際的 NGO や政府間機関で条約の使命を地元、各国、そして地球規模で発展させ実施するために寄与しているあるいはその可能性を有する NGO が増えつつあることを**意識し**、
2. 締約国が決議VII. 3において条約の「国際団体パートナー」（IOP）の地位を付与するための規則を定め、バードライフ・インターナショナル、IUCN（国際自然保護連合）、国際湿地保全連合、及び WWF（世界自然保護基金）にこの地位を付与したことをも**再び想起し**、
3. 規定基準を満たす国際 NGO や政府間機関で正式に IOP として認定されることに関心のある場合は、条約事務局に申請書を提出すること、それを受けて常設委員会が検討のうえ締約国会議に対して最終決定を求める勧告を行うことを決議VII. 3で締約国が決定したことを**重ねて想起し**、
4. 常設委員会第 31 回会合において国際水管理研究所（IWMI）がそのような申請をしたことを**意識し**、

締約国会議は、

5. その規定に定めた基準を満たす団体に条約の国際団体パートナー（IOP）の地位を付与することを定めた決議VII. 3 付属書の規定を**再確認する**。
6. バードライフ・インターナショナル、IUCN、国際湿地保全連合、及び WWF の条約の IOP の地位を**再確認する**。
7. 国際水管理研究所（IWMI）にこの地位を付与することを**正式に確認する**。
8. 条約の IOP の地位に関心をもち、またそれにふさわしい他の団体に対して、条約の政策や技術的科学的ツールの発展及び実施にあたる条約の作業を支援するネットワークの範囲と視野をいっそう強化するように、IOP の地位の申請を検討するよう**奨励する**。
9. 常設委員会に対して、条約の実施に対する IOP の支援実績を時々再検討し、その結果を締約国会議に報告するよう**要請する**。